

自転車レーンの整備促進に向けた道路構造令の改正について

関東部会提出
説明担当 戸田市

近年の環境問題や健康意識の高まり、市民生活を取り巻く環境の変化を受け、経済的で地球環境の負荷低減が期待できる自転車の利用が見直されている。また、自転車利用者による歩行者や自転車との接触事故がふえており、自転車の走行空間を分離するなど、安全で快適なまちづくりの観点から行政の取り組みが必要である。

自転車走行環境の整備手法には、車道や歩道と完全に区切った「自転車道」、車道左端を線で区切ってカラー塗装などした自転車専用の通行帯「自転車レーン」、歩行者も通行できる「自転車歩行者道」の3種類がある。

このうち、自転車レーンは、道路交通法で定める車両通行帯の一種で、道路構造の技術的基準を定めた道路構造令では規定されていないことから、法律上の位置づけが曖昧であり、自転車道の整備に比べ、安価に設置できるにもかかわらず、全国的に設置が進んでいない状況にある。

よって、自転車レーンの整備促進に向けて、道路構造令を改正し、自転車レーンに関する規定を設けることを強く要請する。